

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
(株)常陽経営コンサルタンツ
〒973-8408
福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地
TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118

ふるさと納税制度を拡充する方針 控除限度額を2倍に引き上げの方向

「ふるさと納税」は、自分が住んでいる住所地以外の地方自治体に税を寄附（納税）して特産品を受け取り、しかも確定申告すれば、所得税や住民税の税額控除を受けられる。

年々、人気が高まるなか、総務省は税制改正で制度を拡充する方針を固めた。政府は地方活性化に本腰を入れるため、新たに「まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置し、ふるさと納税もその起爆剤のひとつにしたい考えだ。

ふるさと納税は、寄附金のうち 2000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除される仕組みだ。住民税の控除の上限は所得割額の 1 割。例えば、年収 700 万円の給与所得者（夫婦子な

しの場合、所得税の限界税率は 20%）が、地方団体に対し 3 万円の寄附をした場合、控除額は 2 万 8000 円となる。

総務省はこの控除制度を簡易化することや限度額を 2 割に引き上げる方向で検討している。

上記の年収 700 万円の夫婦子なし世帯の場合、現在の寄附金控除対象の寄附の上限は 5 万 5000 円で、ここから 2000 円の自己負担分を引いた全額が軽減されるが、上限が 2 倍に引き上げられると、単純計算で 11 万円までが寄附金控除の対象になり、控除額は最大で 10 万 8000 円になる。また、寄附を受けた自治体から寄附者が住む市区町村へ情報を伝えることで、寄附者が役所に行かなくても控除を受けられる仕組みが検討されるという。

食料品への線引きや事務処理が困難 軽減税率導入で 62 団体から意見聞く

食料品など生活必需品を対象に消費税率を本来の水準より低く抑える「軽減税率」。自民与党は低所得者対策として軽減税率導入の議論を進めていたが、7~8 月で 62 の業界団体、経団連、全国消費者団体連絡会、日商、JA 全中（農協）等からのヒアリングを終えた。

昨年と違うのは今回のヒアリングの特徴は軽減税率の対象とする品目をまとめた 8 つのケースを示したこと。「すべての食料品と飲料」とした場合や「米・みそ・しょうゆ」に絞った場合、「酒を除く」などで、税収がどれだけ減るか、試算も示した点だ。経理処理の試案も 4 通り示した。主な団体で賛成派（条件付き含む）は消費者や生産者の団体。全国消費者団体連絡会は「低所

得者対策は必要」として「導入する場合はすべての食料品と飲料を対象とすべきだ」という意見。JA 全中や全漁連も「消費の落ち込みが心配」なので「食料品を幅広く対象」とした。

反対派は主に経済団体や流通業者の業界団体。代表は経団連で「導入で税収が減れば社会保障の予算に影響し事業者の事務負担も増える。低所得者対策としての効果も薄い」と高所得者には恩恵があるとした。日本百貨店協会や日本スーパーマーケット協会は「対象品目に線を引くのは難しい、取引先も含めて事務負担が増えるため単一の税率を維持すべき」と表明。意見は「食料品全部に導入」（品目の線引きなし）がすう勢だ。